

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (三件) ……
…(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一
- 都市計画事業の認可 ……(同)…二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示 ……
…(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…二
- 建築基準法による一団地の区域 ……
…(都市整備局市街地建築部建築指導課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (四件) ……
…(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 (二件) ……(同)…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件) ……(同)…八
- 都道の区域変更 ……(建設局道路管理部路政課)…〇
- 都道の供用開始 (二件) ……(同)…三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 ……(建設局道路管理部監察指導課)…五
- 特定非営利活動法人の認定 ……
…(生活文化局都民生活部管理法人課)…六

告示

- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案 (四件) ……
…(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…六
- 都市計画の案 (四件) ……
…(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・市街地整備部企画課)…七
- 開発行為に関する工事完了 ……
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…八

●東京都告示第二百三十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第二百六十一号立川都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第一号川越道緑地
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第九十六号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第四・四・五号多摩川台公園
- 三 事業施行期間 平成二十五年二月二十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第四百四十号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業江戸川第二・二・七十四号松本二丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年三月十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第二百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業北第二・二・四十二号滝野川三丁目公園

三 事業施行期間 平成二十九年二月二十二日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

北区滝野川三丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第二百三十五号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該

宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 レイ株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 藤田 和茂

三 主たる事務所の所在地 港区西新橋一丁目十一番五号

四 免許証番号 東京都知事(1)第三二二八三号

五 免許年月日 平成二十四年八月二十七日

●東京都告示第二百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江東区越中島二丁目十五番一、同番三及び越中島三丁目四番八 平成二十九年二月一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百三十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

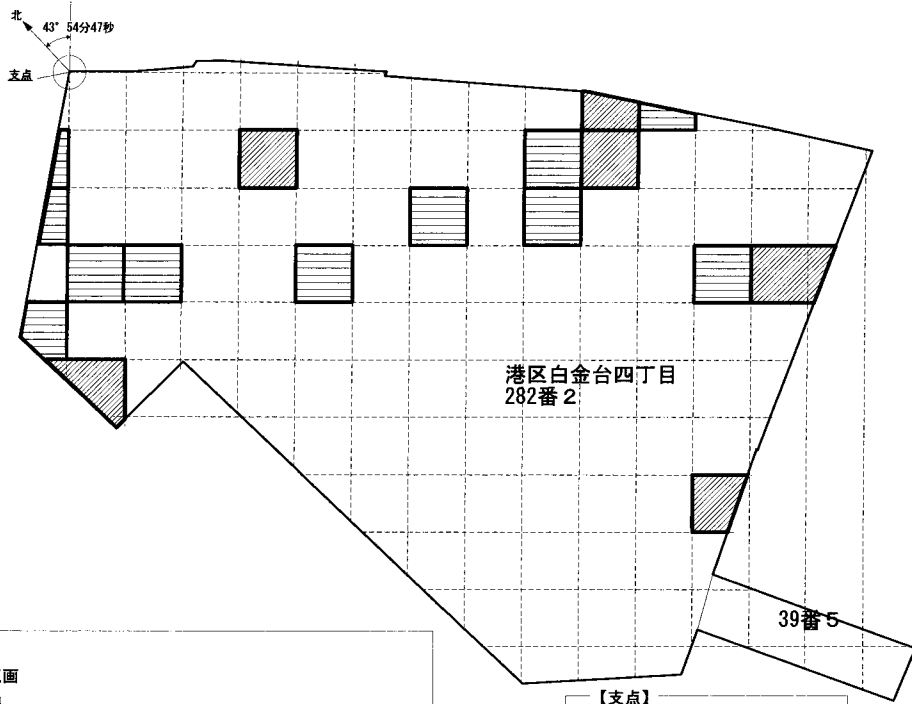
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区白金台四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

形質変更時要届出区域
(平成18年東京都告示第658号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区白金台四丁目
282番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (43度54分47秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十八号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」とい
う。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

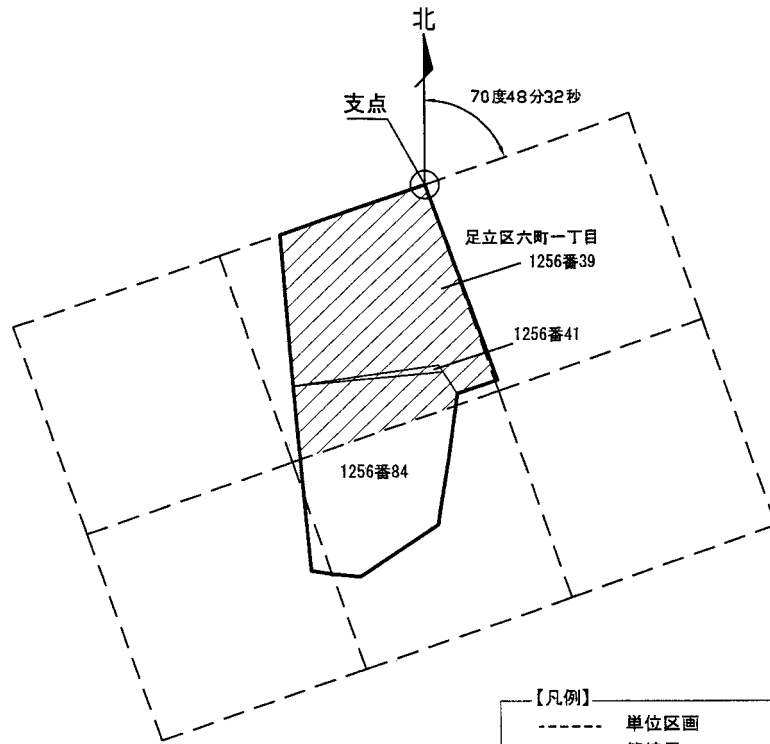
平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区六町一
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十
九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 シアン化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区六町一丁目
1256番39の最北端とする。

【格子の回転角度（70度48分32秒）】

※格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十九号

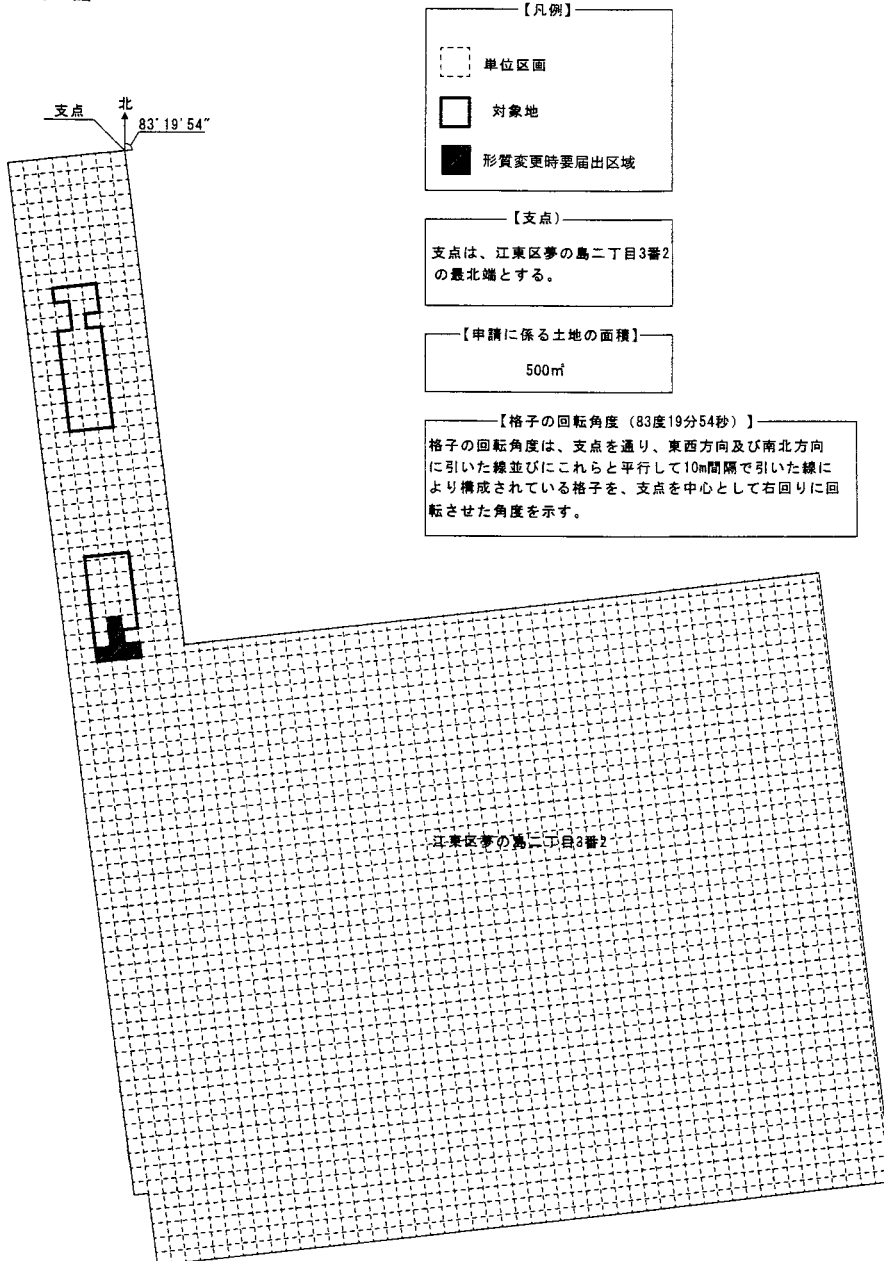
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区夢の島二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



●東京都告示第二百四十号

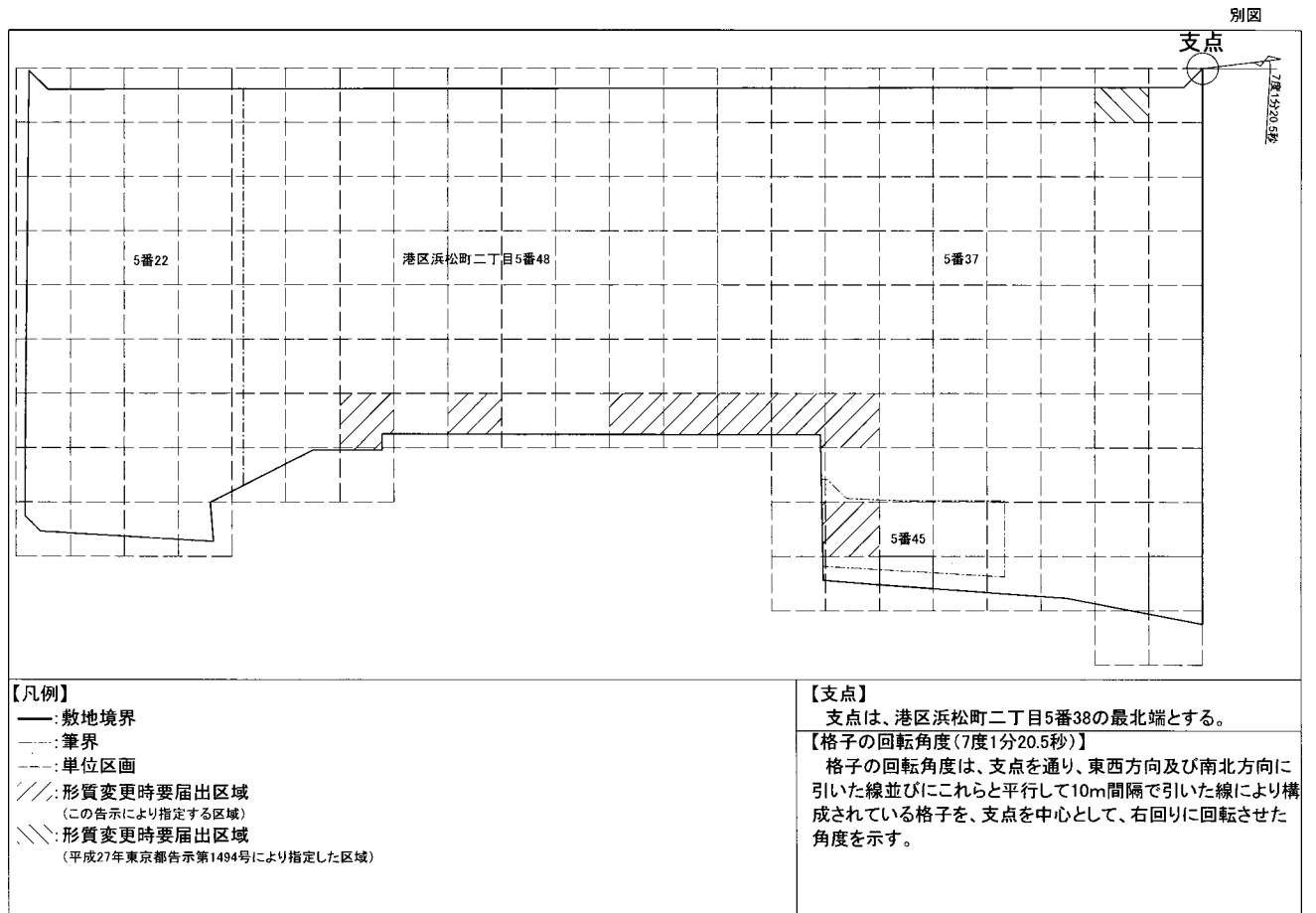
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



●東京都告示第二百四十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三百九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

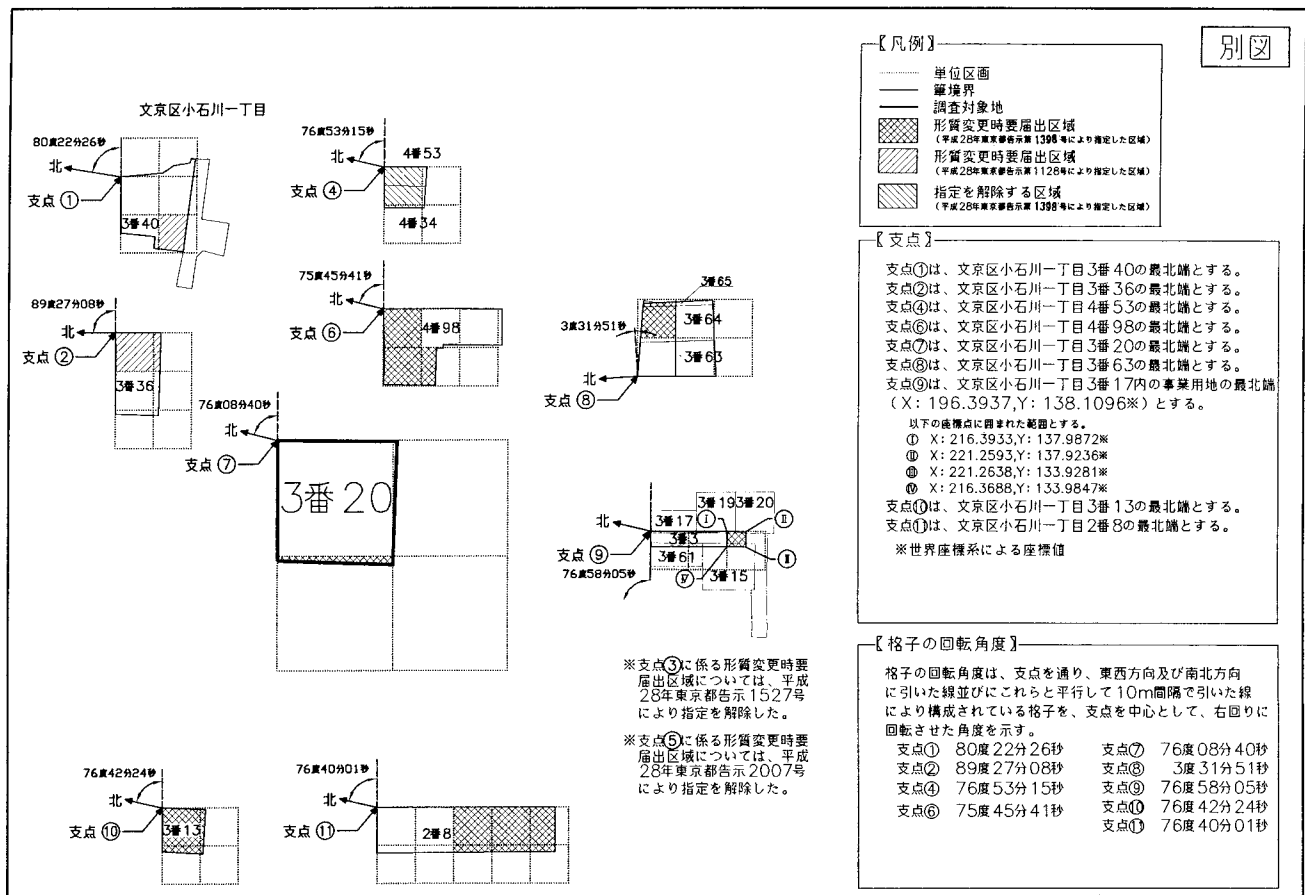
平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区小石川一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第二百四十二号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百六十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

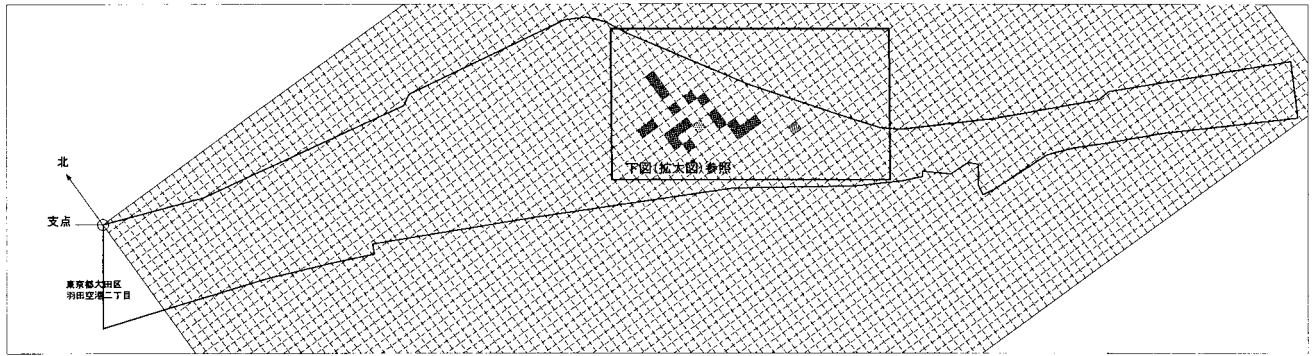
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (大田区羽田空港二丁目地内)

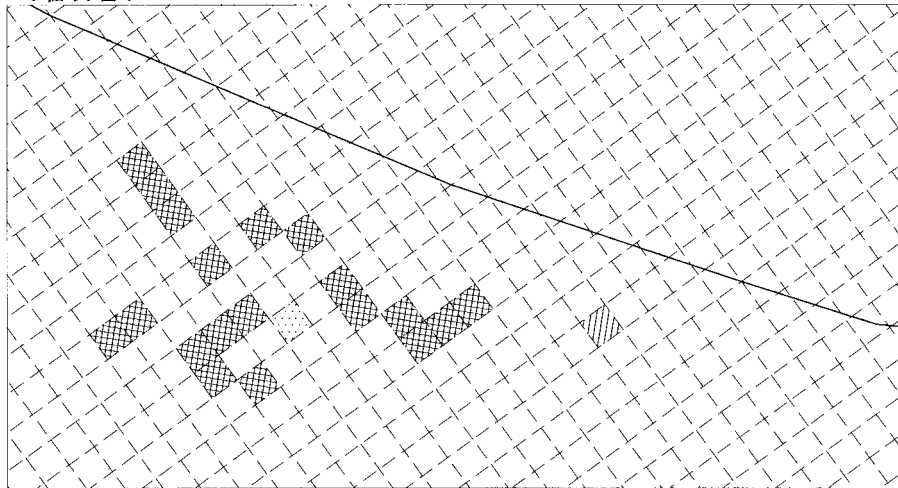
二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



< 拡大図 >



- 【凡例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 - この告示で指定を解除する区域 (平成27年東京都告示第866号)
 - ▨ 平成28年東京都告示第312号で指定した形質変更時要届出区域
 - ▩ 平成27年東京都告示第866号で指定した形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、東京都大田区羽田空港二丁目内の「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づく第2ゾーン内の施設整備における事業対象地の最北端とする。

(X=-50345.804 Y=-6725.430 世界測地系 平面直角座標)

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第二百四十三号

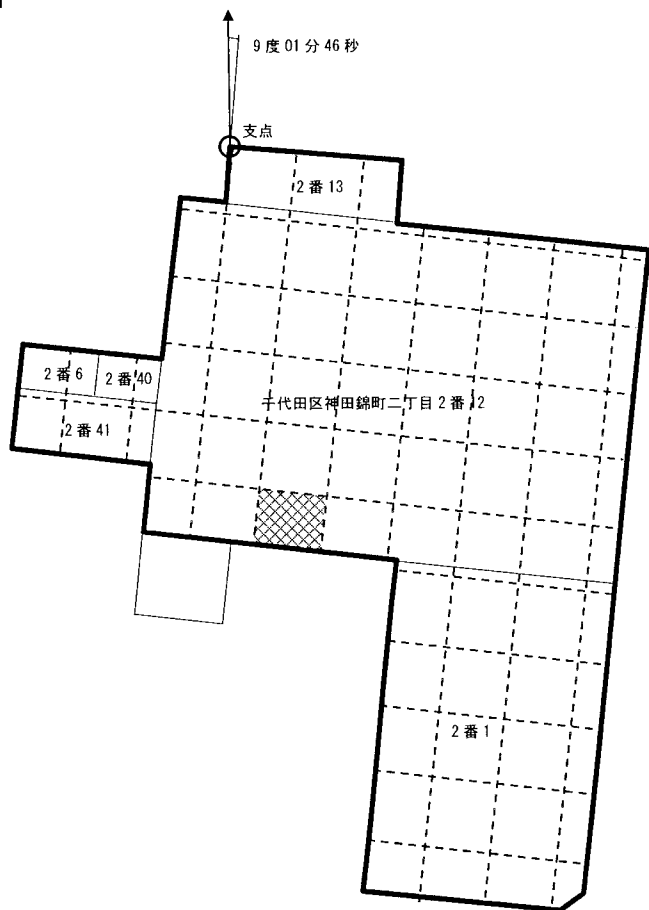
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第二百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区神田錦町二丁目内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨▨▨▨ 指定を解除する区域

【支点】

千代田区神田錦町二丁目2番13の土地の最北端とする。

【格子の回転角度 (9度01分46秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十四号

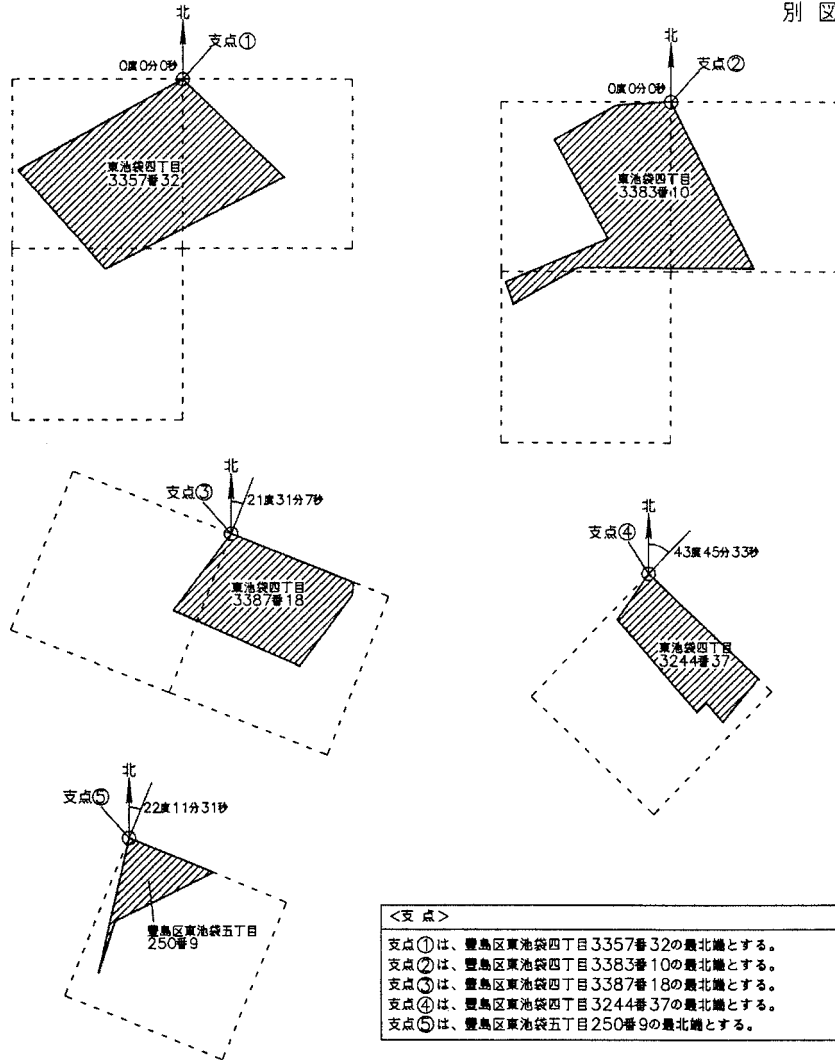
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区東池袋四丁目及び東池袋五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支 点>

支點①は、豊島区東池袋四丁目3357番32の最北端とする。
 支點②は、豊島区東池袋四丁目3383番10の最北端とする。
 支點③は、豊島区東池袋四丁目3387番18の最北端とする。
 支點④は、豊島区東池袋四丁目3244番37の最北端とする。
 支點⑤は、豊島区東池袋五丁目250番9の最北端とする。

<凡 例>

—— 調査対象地
 —— 籍境界線
 - - - 単位区画境界線
 [斜線] 指定を解除する区域

<格子の回転角度>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

①東池袋四丁目3357番32: 0度0分0秒
 ②東池袋四丁目3383番10: 0度0分0秒
 ③東池袋四丁目3387番18: 21度31分7秒
 ④東池袋四丁目3244番37: 43度45分33秒
 ⑤東池袋五丁目250番9: 22度11分31秒

●東京都告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 (一) 路線名

立川所沢 東村山市本町二丁目十八番十三地先から同市久米川町五丁目三十六番三十六地内まで

二 (二) 変更の区間

路線名 所沢府中

三 (三) 変更の概要

別図表示①のとおり

四 (四) 変更の区間

東村山市久米川町五丁目三十六番三十六地内から同市本町二丁目十八番十三地先まで

五 (五) 変更の概要

別図表示②のとおり

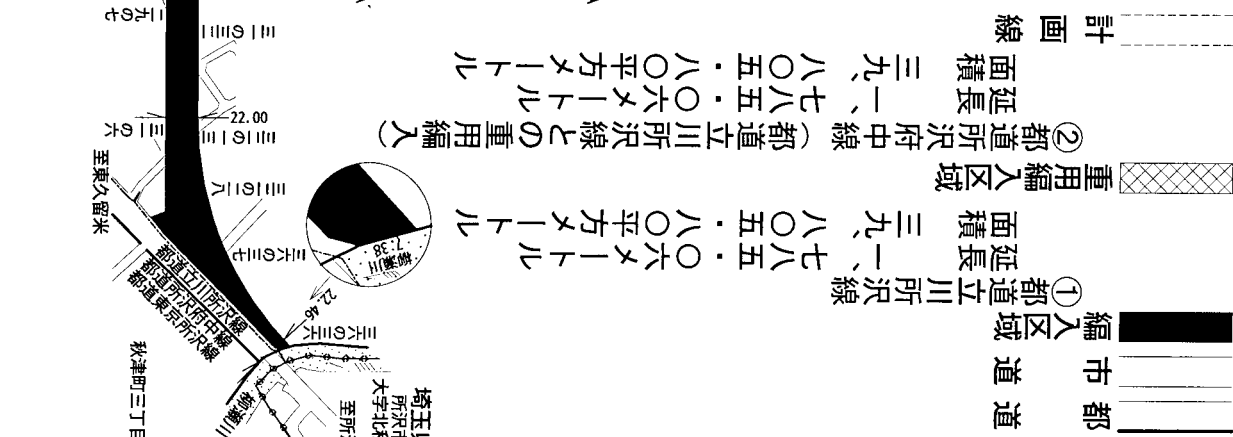
別図

都道立川所沢線
都道所沢府中線
区域変更略図

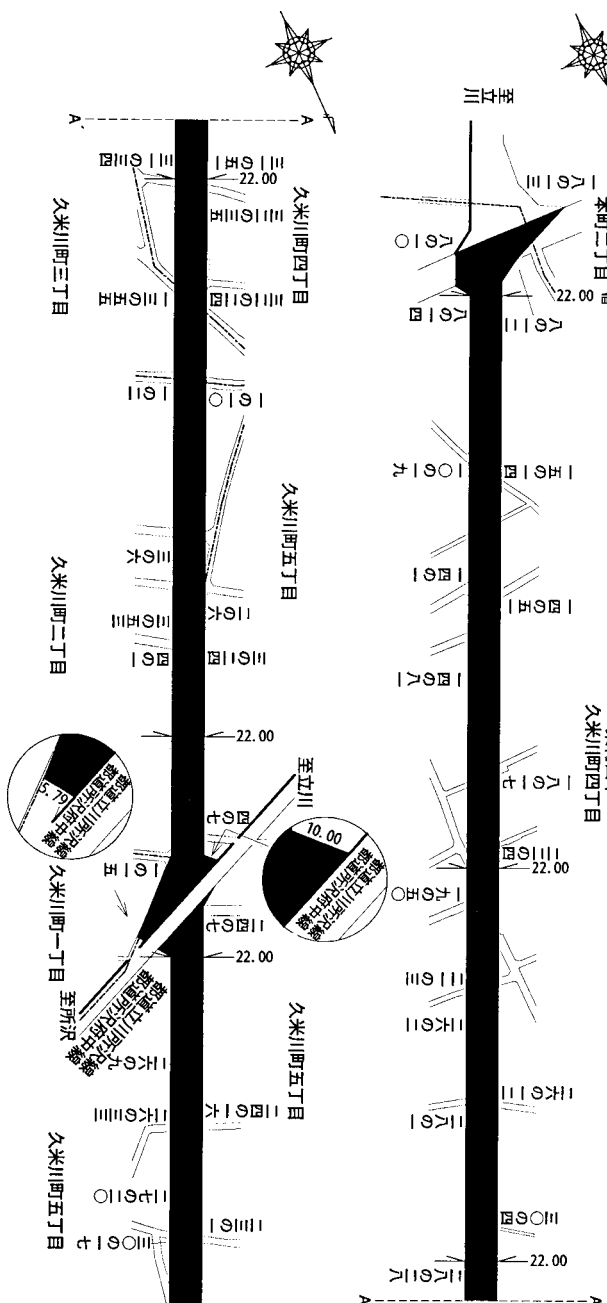
東村山市本町二丁目～久米川町五丁目

- 都道
- 市道
- 編入区域

- ①都道立川所沢線
延長 一、七八五・〇六メートル
面積 三九、八〇五・八〇平方メートル
- ②都道所沢府中線 (都道立川所沢線との重用編入)
延長 一、七八五・〇六メートル
面積 三九、八〇五・八〇平方メートル

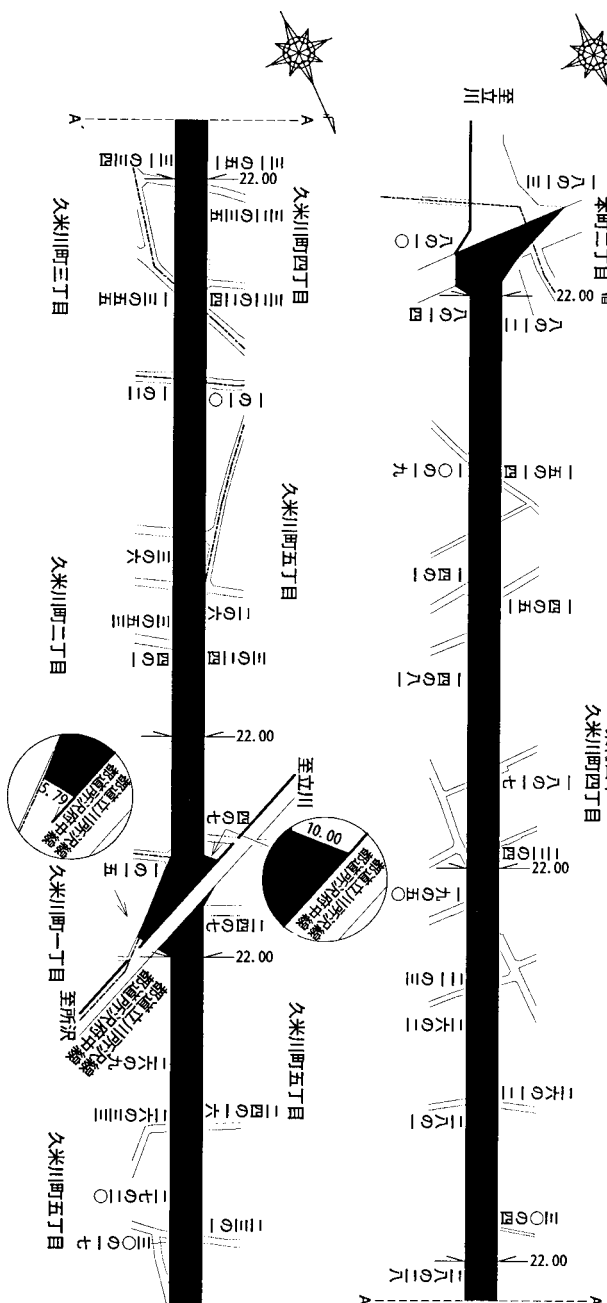


①都道立川所沢線

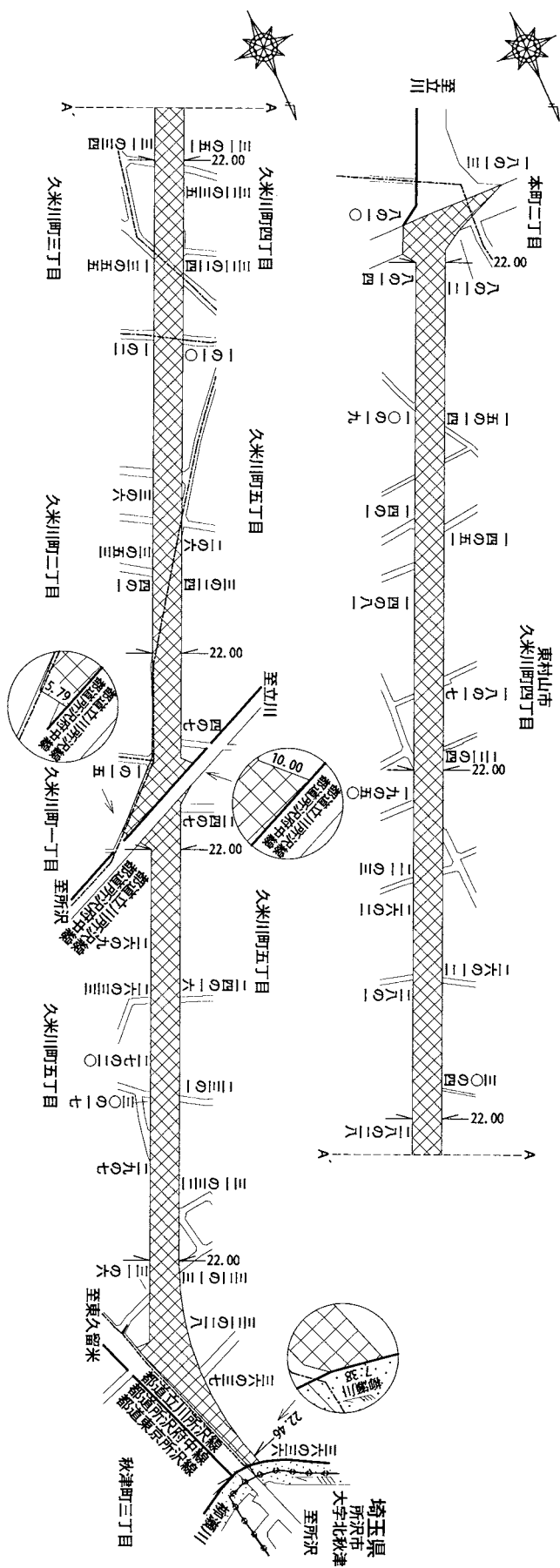


東村山市
久米川町四丁目

①都道立川所沢線

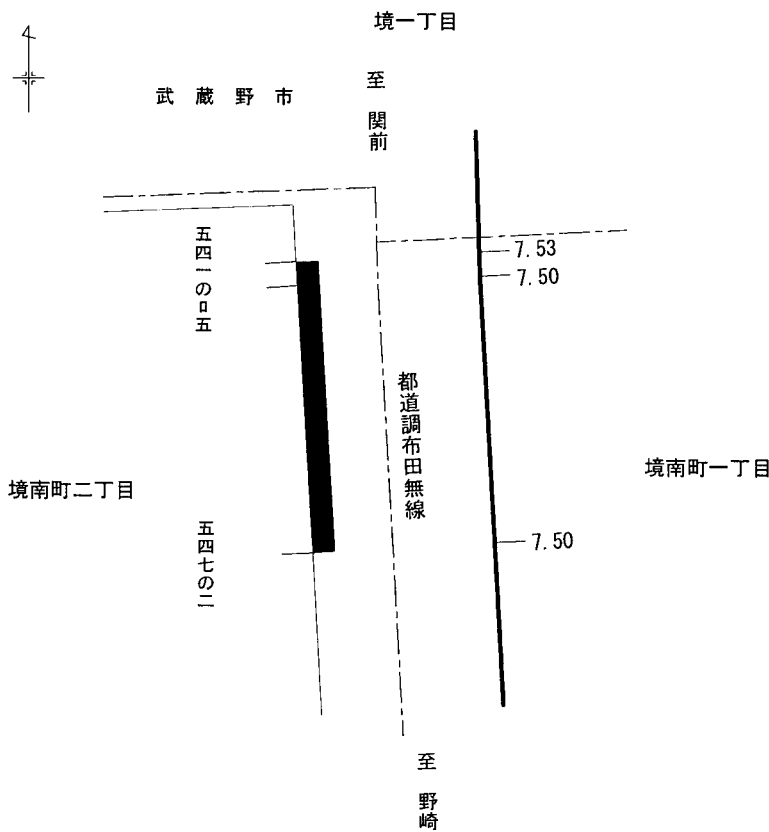
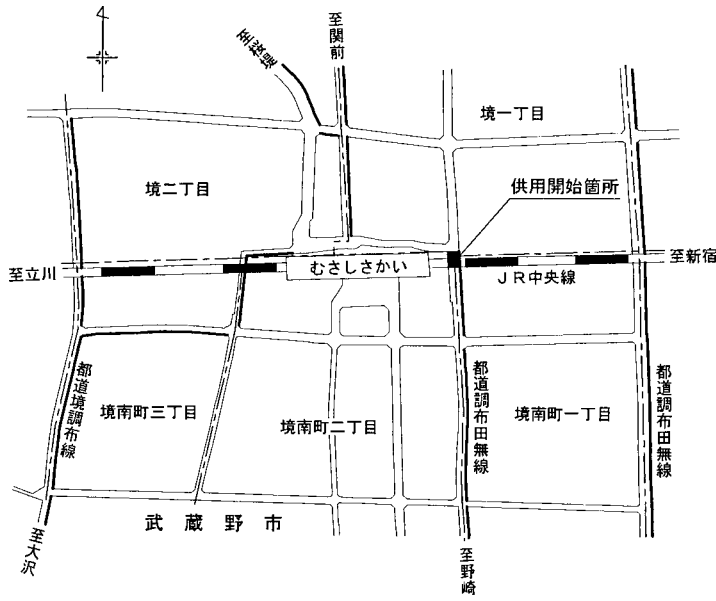


②都道所沢府中線



別図

都道調布田無線供用開始略図
武蔵野市境南町二丁目地内



●東京都告示第二百四十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
 の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年二月二十二日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
 する。
 平成二十九年二月二十二日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 調布田無

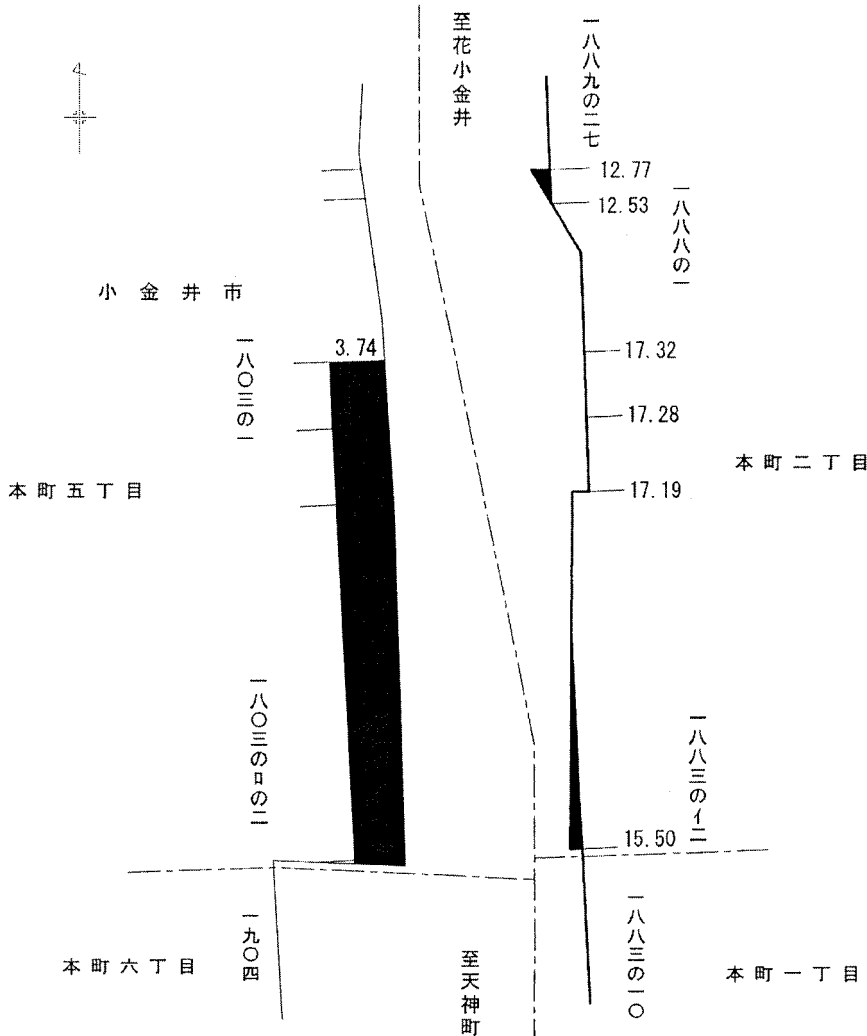
二 供用開始の区間 武蔵野市境南町二丁目五百四十七番
 二地内から同所五百四十一番口五地
 内まで
 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
 四 供用開始の期日 平成二十九年二月二十二日

●東京都告示第百四十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年二月二十二日から起算し

別図
 都道府中清瀬線供用開始略図
 小金井市本町五丁目〜本町二丁目



都道
 市道
 供用開始区域
 延長 四六・六四メートル
 面積 一三四・二三平方メートル



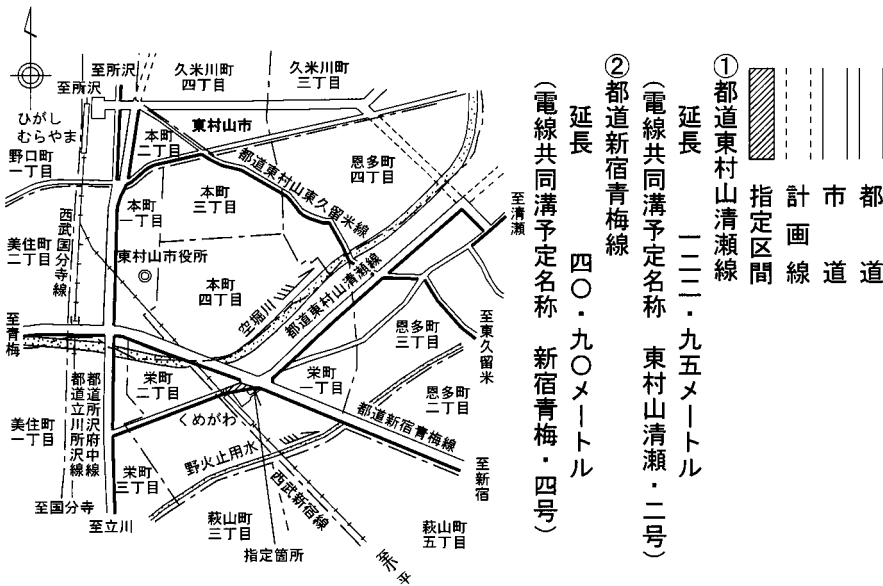
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十九年二月二十二日
 東京都知事 小池百合子
 府中清瀬

- 一 路線名 府中清瀬
- 二 供用開始の区間 小金井市本町五丁目千八百三番口の二地内から同市本町二丁目千八百八十九番二十七地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成二十九年二月二十二日

別図

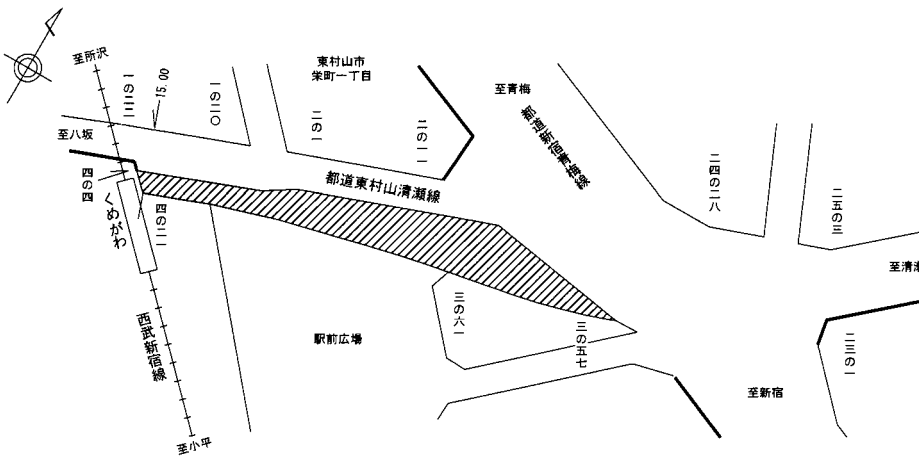
●東京都告示第二百四十八号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道東村山清瀬線
都道新宿青梅線
東村山市栄町一丁目地内

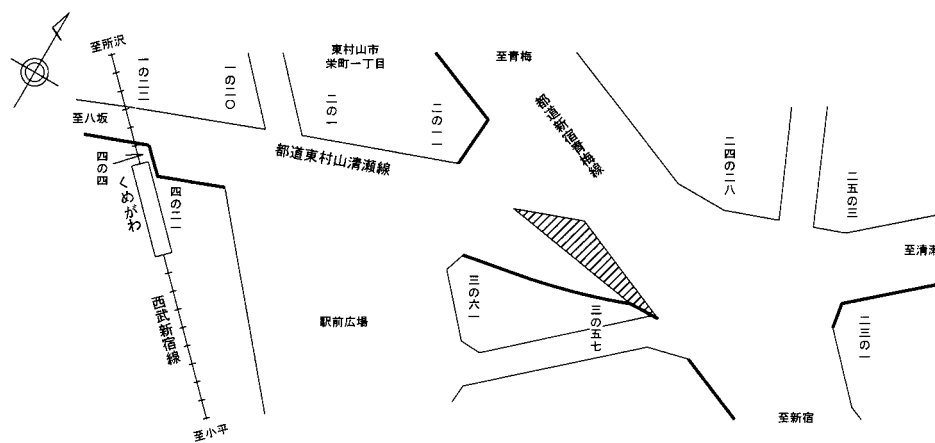


- ① 都道東村山清瀬線
延長 一・二二一・九五メートル
(電線共同溝予定名称 東村山清瀬・二号)
- ② 都道新宿青梅線
延長 四〇・九〇メートル
(電線共同溝予定名称 新宿青梅・四号)

① 都道東村山清瀬線



② 都道新宿青梅線



平成二十九年二月二十二日
東京都知事 小池 百合子
路線名 都道東村山清瀬線
(一) 指定する区間 東村山市栄町一丁目四番四地先から同所三番五十七地先まで

(二) 指定の概要 別図表示①のとおり
(三) 路線名 都道新宿青梅線
(一) 指定する区間 東村山市栄町一丁目三番五十七地先から同所同番六十一地先まで
(二) 指定の概要 別図表示②のとおり

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを

考える会

二 代表者の氏名

村田 康子

三 主たる事務所の所在地

東京都国立市富士見台一丁目七番地一―十五―四〇六

四 認定の有効期間

平成二十九年二月六日から平成三十四年二月五日まで

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが

できる。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区）

追加する部分

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

当該事項を定める土地の区域

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

追加する部分

東京都都市計画都市再生特別地区（虎ノ門・麻布台地区）

追加する部分

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所

追加する部分

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所

公告の日から二週間

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

当該事項を定める土地の区域

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

江戸川南部土
地区画整理事
業

削除する部分
江戸川区東葛西一丁目、東葛西二丁目、東葛西三丁目、東葛西四丁目、東葛西五丁目、中葛西二丁目及び中葛西三丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び江戸川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告
する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都市計画地
区計画

変更する部分

臨海副都心有
明南地区地区
計画

江東区有明三丁目及び東雲二丁目
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項
の規定により、東京都市計画河川に係る都市計画の案を次
のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都市計画河
川

起点 世田谷区玉堤二丁目地内
終点 世田谷区玉川台一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び世田谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

武蔵村山市残堀二丁目六十二
番一及び同番二の各一部
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

昭島市郷地町二丁目六百九十
六番一及び同番二
立川市幸町一丁目二十一番
地一
株式会社ティーエーピー
代表取締役 安田 秀治

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001